

社会福祉法人まこと保育園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと保育園（以下「まこと保育園」）の管理・運営等にかかる会議に出席する役員に対して支給する役員報酬について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 前条に定める目的達成のため、まこと保育園定款第21条に定める役員に対し、その勤務に応じて必要な報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、別表1「役員報酬表」に定める。

(その他)

第3条 前条第2項の「役員報酬表」に記載されていない報酬の支給が必要と判断された場合は、まこと保育園定款第24条第1項ただし書きに基づいて、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

付則

1 この規程は、平成13年12月 1日から適用する。

別表1

区 分	理 事	監 事	評 議 員
会議に出席した 場合の報酬	1日につき 10,000円以内で 理事長が定める額	1日につき 10,000円以内で 理事長が定める額	1日につき 10,000円以内で 理事長が定める額